

# 〈 介護福祉士・社会福祉士修学資金 〉

## 主な手続きの流れ

### [ 借入申請から初年度資金交付までの主な流れ ]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	申請者・借受人 (令和7年度入学生)
令和7年 1月	● 募集案内 令和7年度入学生対象	● 対象学生への周知	
4月22日(火) ※	● 申請期限 (令和7年4/22)	● 貸付申請書類を取纏め 県社協に推薦	● 貸付申請書類を養成施設に提出
7月下旬	● 審査・貸付決定 ● 契約		● 「契約書」等を県社協に提出 ・貸付決定から14日以内
9月中旬	● 初回 資金交付 ・6カ月分		
10月下旬	● 2回目 資金交付 ・6カ月分		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※ 通年</div> ● 届出事項に変更が生じた場合は速やかに関係書類を県社協に提出

※ 新潟県の予算により貸付け決定されるため、予算状況により貸付けが受けられない場合があります。



### [ 養成施設等に在学中の主な手続き ]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	借受人 (在学中)
3月	● 在学状況を養成施設に確認		
4/20		● 在学状況を県社協に報告 ・進級、休学、停学、留年等 (4/20まで)	● 休学、停学、留年、復学、退学等の場合、県社協に速やかに報告
5月下旬	● 在学生へ資金交付 ・6カ月分		
10月下旬	● 在学生へ資金交付 ・6カ月分		● 全額交付完了者は「借用証書」を県社協に提出
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※ 通年</div> ● 届出事項に変更が生じた場合は速やかに関係書類を県社協に提出

● 留年・退学などの在学中の状況によっては、契約を解除することがあります。

[ 養成施設等 卒業時の主な手続き ]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	借受人 (卒業時)
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業状況等について養成施設に確認を依頼</li> <li>卒業状況等の報告を借受人に依頼</li> </ul>		
4/20		<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業状況等を県社協に報告 (4/20 まで)</li> </ul>	
(4/20)			<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業状況等を県社協に報告</li> </ul>
(4/20)			<ul style="list-style-type: none"> <li>[介護等業務従事した場合]</li> <li>・卒業届、資格登録届、従事届、返還猶予申請 等 (4/20 まで)</li> </ul>
(4/20)			<ul style="list-style-type: none"> <li>[介護等業務に従事しない場合]</li> <li>・返還計画申請 (4/20 まで)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>借受人の卒業後の状況に応じ返還猶予の承認又は返還開始を通知</li> </ul>		



[ 介護等業務従事期間中の主な手続き ] 及び [ 従事期間満了時の返還免除申請手続き ]

時期	県社会福祉協議会	借受人 (介護等業務従事期間)
4/20		<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」を県社協に提出(4/20 まで)</li> <li>・10/1～3/31 の従事状況を報告</li> </ul>
10/20	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」により従事期間を加算</li> <li>「従事状況報告書」により従事期間を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」を県社協に提出(10/20 まで)</li> <li>・4/1～9/30 の従事状況を報告</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 返還免除となるための3年間の従事期間満了時に「返還免除申請書」を県社協に提出 (指定の県外国立施設は原則5年間の従事)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 従事期間を確認後、「返還免除」を借受人及び連帯保証人に通知</li> <li>※借受人には「借用証書」を返却</li> </ul>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">※ 通年</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出事項に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を県社協に提出</li> <li>(例) 産休・育休による猶予申請</li> <li>退職による返還開始 等</li> </ul>

● 従事期間が返還免除要件の3年間に至るまでの期間は、毎年2回「従事状況報告書」の提出が必要です。